

会計制度改革推進支援業務委託事業候補者募集要項

1 背景と目的

区は、国の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（平成 18 年 8 月 31 日付総務事務次官通知）」を受け、発生主義・複式簿記の考え方を取り入れた新たな会計制度を本格的に導入するため、平成 20 年 7 月に会計室、財政課等を中心とした庁内横断的な検討組織「港区の会計制度改革に関する検討委員会」を設置しました。

平成 21 年 7 月には、「総務省方式改訂モデル」の採用を決定し、固定資産台帳の整備等の取り組みを進め、平成 24 年度決算以降は、ソフトウェアや地上権などの無形固定資産も含めた全ての資産について価額評価を完了し、その金額情報を反映させた財務書類を公表しました。

平成 28 年度決算からは、地方公会計標準ソフトウェアを利用し、国が新たに示した「財務書類の作成に関する統一的な基準」による財務書類を作成しています。今後は、令和 4 年度の財務会計システムの更新に伴い、財務会計システムと密接な連携をした新しい公会計システムを導入し、事業別・施設別のコスト分析、職員のコスト意識醸成など、行政経営力の向上に取り組んでいきます。

そうした状況下において、公会計改革にかかる取り組みを着実に推進していくためには、会計に関する高度な知識・経験を有する専門家の支援が不可欠です。

本件は、こうした区の取り組みを専門的な立場から助言及び支援する事業候補者を公募型プロポーザル方式により選考します。

2 業務概要

(1) 件名

会計制度改革推進支援業務委託

(2) 業務内容

ア 「港区の会計制度改革に関する検討委員会」等への出席、助言、運営支援

イ 港区財務書類作成基準の運用に対する指導及び助言

ウ 財務書類等の作成支援に対する指導助言及び分析

エ 「会計のわかる」人材の育成支援

オ 地方公会計標準ソフトウェアの操作に関する指導及び助言

カ 新たな公会計システム導入後の運用等に関する指導及び助言

キ セグメント情報の作成及び活用に関する指導及び助言

ク その他、会計制度改革の推進に関する指導及び助言等

※詳しくは、別紙 1「仕様書」を参照してください。

(3) 履行期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 事業規模

年間 約 7,800,000 円（税込）程度までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者としてします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。やむを得ず、区外事業者のみで参加する場合は、【別紙 2】会計制度改革推進支援業務委託事業候補者選考方針で示すとおり、加点対象とはなりません。
- (7) 「別紙 1 仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※（6）の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、別紙 2 会計制度改革推進支援業務委託事業候補者選考方針を参照してください。）。

4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項等の公表・配布期間	令和 2 年 1 2 月 2 4 日（木）から 令和 3 年 1 月 2 0 日（水）午後 5 時まで
募集要項等に対する質問受付期限	令和 3 年 1 月 1 3 日（水）正午まで

事項	日程
質問一斉回答	令和3年1月15日（金）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和3年1月20日（水）
第一次審査（書類審査）結果通知発送	令和3年2月5日（金）
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和3年2月10日（水）
第二次審査結果通知発送	令和3年2月15日（月）
契約手続き	令和3年3月15日（月）以降
業務委託開始	令和3年4月1日（木）

5 配布書類等

(1) 配布場所

「13 担当・連絡先」の記載のとおり

※配布書類は、港区ホームページからダウンロードが可能です。

(2) 配布期間等

ア 窓口配布期間

令和2年12月24日（木）から令和3年1月20日（水）まで
 ※午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

イ ホームページ掲載期間

令和2年12月24日（木）から令和3年1月20日（水）まで

(3) 配布書類

プロポーザル実施関係

- ① 募集要項
- ② 【別紙1】仕様書（案）
- ③ 【別紙2】会計制度改革推進支援業務委託事業候補者選考方針

提出資料関係

- ① 【様式1】質問書
- ② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3】共同事業体構成書
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
- ⑤ 【様式3-3】委任状
- ⑥ 【様式4】事業者概要及び業務実績
- ⑦ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑧ 【様式6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ⑨ 【様式7】企画提案書①〈今後の地方公会計の方向性〉
- ⑩ 【様式8】企画提案書②〈区の財務書類の活用〉

- ⑪ 【様式9】企画提案書③〈職員の人材育成〉
- ⑫ 【様式10】プロポーザル参加辞退届

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和3年1月13日(水) 正午

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」までFAXで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

令和3年1月15日(金)に、すべての質疑に対する回答書を電子メールで回答します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和2年12月24日(木)から令和3年1月20日(水)

※午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

※来所する場合には事前に電話予約の上、来所してください。

(2) 提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所 1階 会計室公会計改革担当

TEL 03-3578-2687

(3) 提出方法

上記(2)提出先へ直接持参、もしくは郵送してください。郵送の場合は、令和3年1月20日(水)の消印まで有効とします。郵送の場合、簡易書留等追跡できる手段による送付を推奨します。郵便事故による未着の救済処置はありません。期限を過ぎた提出は受け付けしません。窓口へ持参の場合は、(4)提出資料の提出をもって参加の決定とします。郵送の場合は、「13 担当・連絡先」より受け付けした旨を電話で連絡します。電話連絡をもって参加の決定とします。

(4) 提出資料

① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(写)

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。

② 【様式2】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書

※③～⑤は、区外事業者が、区内事業者と共同事業体を結成する場合に提出。

③ 【様式3】共同事業体構成書(該当する場合のみ提出)

④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状(該当する場合のみ提出)

⑤ 【様式3-3】委任状(該当する場合のみ提出)

※⑥～⑨の該当条件は、【別紙2】会計制度改革推進支援業務委託事業候補者選考方針

を参照してください。

- ⑥ ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されたことのわかるものがある場合はその写し（該当する場合のみ提出）
- ⑦ 障害者雇用状況報告書の写し（該当する場合のみ提出）
- ⑧ ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ 2 以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る。)のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録をしている場合、通知書の写し（該当する場合のみ提出）
- ⑨ 港区との災害時における協定の締結がある場合又は港区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、区と締結している協定書の写し（該当する場合のみ提出）
- ⑩ 【様式 4】 事業者概要及び業務実績
- ⑪ 【様式 5】 業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑫ 【様式 6】 業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ⑬ 【様式 7】 企画提案書①〈今後の地方公会計の方向性〉
国や地方公共団体の動向や課題を踏まえて、今後の地方公会計のあるべき方向性について提案してください。
- ⑭ 【様式 8】 企画提案書②〈区の財務書類の活用〉
港区の公会計制度に関わる現在の状況や財政特性等を踏まえて、区が今後財務書類を効果的に活用するための提案をしてください。(参考資料：港区財政レポート、港区公共施設マネジメント計画、港区基本計画・実施計画等)
- ⑮ 【様式 9】 企画提案書③〈職員の人材育成〉
港区の職員が的確に財政状況、財務状況等を説明できる、人材育成につながる研修やセミナー等の具体的な内容、実施体制、開催計画に関する提案をしてください。
- ⑯ 【任意様式】 見積書

(5) 提出部数

ア 提出資料①から⑨ 1部

イ 提出資料⑩から⑯ 正本1部、副本5部

※提出資料⑩から⑯は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本5部については事業者名を記入しないでください。また、すべての提案書等の中には、事業者名(協力事業者名を含む。)を特定する事項(社名、マーク等)を記入しないでください。

ウ 提出資料(正本) データを格納したCD-R等 1枚

※CD-R等表面には社(者)名を記入してください

(6) 留意事項

ア 各資料はA4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。

イ 補足資料の提出が必要な場合には、各提出資料のサイズに合わせてください。なお、規定された記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は各提出資料を補足するものとし、極力少なくしてください。

ウ 正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

8 事業候補者の選考と審査

【別紙2】 会計制度改革推進支援業務委託事業候補者選考方針のとおりです。

9 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
 - ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
 - ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式10】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) F A X等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあり

ます。

- (8) 業務委託に要する費用は、令和3年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区会計室公会計改革担当（区役所1階）

電話：03-3578-2687 FAX：03-3578-2682